

入 札 説 明 書

令和6年2月19日千葉市公告第141号により公告した千葉中央コミュニティセンタープロパティマネジメント業務委託については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

千葉中央コミュニティセンタープロパティマネジメント業務委託

(2) 業務の内容

別添仕様書のとおり

(3) 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 履行場所

千葉市中央区千葉港2番1号

2 入札参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和4・5年度千葉市委託入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）による指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 千葉市内に本店、支店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む。）を完納していないもの

ク 千葉市内に本店、支店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者で当該特別徴収を行っていないもの

(3) 千葉市内に本店又は営業所等を有する者であること。

(4) 平成30年度以降に、事業用不動産（住居用不動産を除く）で、3,000㎡以上のプロパティマネジメント業務を元請として12か月以上継続して履行した実績を有する者であること。

3 入札参加資格確認申請書の提出

競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書及び関係資料を提出し入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出期間 令和6年2月19日から令和6年2月27日まで
(日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後5時00分まで)
- (2) 関係資料 履行実績が確認できる契約書の写し、
2(2)キ及びクに係る証明書(該当する場合)
- (3) 提出場所 千葉市財政局資産経営部新庁舎整備課運用調整第1班
- (4) 提出方法 持参または郵送(令和6年2月27日(火)必着)
郵送の場合は、令和6年2月27日午後5時00分までに書留郵便にて必着とする。なお、受付済みの申請書の写しを返信するので、返信用の切手(84円分)を貼付し、宛名を明記した返信用封筒を同封すること。
- (5) 確認通知 令和6年3月6日までに申請者に入札参加資格確認結果通知書を郵送する。

4 入札説明会

入札説明会は開催しない。

5 入札手続等

- (1) 開札の日時 令和6年3月12日(火)午後2時00分
(郵送の場合は、令和6年3月11日(月)午後4時00分までに前記3の契約事務担当課へ書留郵便にて必着のこと。)

※ 留意事項

- ・ 郵送による提出は、書留郵便によらない場合は失格とする。
 - ・ 期限までに提出先に到着しない場合は失格とする。
 - ・ 郵便入札に要する費用については、すべて入札参加者の負担とする。
 - ・ 入札書等は、二重封筒(内封筒及び外封筒)により提出、送付すること。
 - ・ 内封筒には必ず、発注案件名、入札者の商号又は名称及び代表者職氏名を記載し、入札参加資格申請時に登録した使用印鑑で封緘(糊付け、封印)すること。
 - ・ 入札書等の入った外封筒の表には、朱書きで「入札書在中」と記載すること。
- (2) 開札の場所 千葉市新庁舎高層棟3階 L会議室305
 - (3) 入札方法
総価を入札書に記入すること。
 - (4) 入札保証金
要。ただし、千葉市契約規則(昭和40年千葉市規則第3号)第8条に該当する場合は、免除とする。
 - (5) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とし、

最低制限価格に満たない応札をした者は失格とする。なお、落札者となるべき同価の入札を行ったものが2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(6) 無効となる入札

千葉県契約規則第16条の規定に該当する入札

6 再度入札の実施

(1) 開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がいないときは、再度入札が可能な者へ初回の最低応札金額、入札書等の郵送先及び提出期限を通知する。

(2) 再度入札の回数は、1回とする。

(3) 再度入札には、初回の入札に参加しなかった者、初回の入札で無効とされた者、初回の入札価格が最低制限価格を下回った者は参加できない。

7 契約の手続等

(1) 契約保証金

要。ただし、千葉県契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等の閲覧

千葉県契約規則等は、後記8の契約事務担当課で閲覧できる。

(5) その他

当該業務委託に係る令和6年度当初予算案の議会の議決を得られないときは、契約手続きを中止する。

8 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市財政局資産経営部新庁舎整備課運用調整第一班

電話 043-245-5083